

『公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定（二）』の
 営業秘密侵害事件の立件・訴追基準の修正に関する補足規定（意見募集稿）等4本
 意見募集表

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
第二項	<p>「(四) 営業秘密が不正な手段を用いて取得され、又は取り決め若しくは権利者の営業秘密保持に関する要求に違反して<u>取得、開示、使用又は他人へ使用許諾されたもの</u>と知りながら、当該営業秘密を取得、<u>開示、使用又は他人へ使用許諾</u>したことにより生じた損失額は、権利者が権利侵害により被った売上利益の損失に基づき確定することができる。</p> <p>(五) 営業秘密の<u>取得、開示、使用又は他人への使用許諾により不正に取得した財物又はその他の財産的利益は、違法所得とみなさなければならない。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>(四) および(五)に記載されている行為は、(一)～(三)の「取得、開示、使用又は他人への使用許諾」と合わせるべきである。</p> <p>また、(五)の「取得」は、あくまで不正に取得した場合に限られるべきである。</p>
第三項	<p>「<u>権利者における販売量の減少総数も、権利者の一製品あたりの合理的利益も損失額が確定できない場合は、侵害品の販売量に侵害品1個あたりの合理的利益を乗じた額に基づき確定することができる。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>この文章は、侵害によって権利者が被った販売量の減少総数が分からず、且つ権利者の製品1個あたりの合理的利益も分からない場合に、代替的に侵害者による侵害品の販売量とその利益を用いて権利者の損害を推定する趣旨であると思われる、その旨を明確にするべきである。</p>
第六項	<p>「<u>営業秘密の商業的価値は、当該営業秘密に係る研究開発、販売、管理等のコスト、当該営業秘密の実施による収益等の要素を総合的に考慮し上で確定することができる。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>営業秘密の商業的価値を見積もるうえでは、その営業秘密に係る範囲において研究開発だけでなく販売や管理において生じるコストも考慮されるべきである。</p>

<p>第七項</p>	<p>「営業秘密の権利者が営業秘密侵害行為による直接的な商業的損失を軽減するか又はコンピュータの情報システムセキュリティ等の秘密保護措置を回復するために支払った救済のための必要経費は、営業秘密の権利者の損失額に併せて計上することができる<u>されなければならない。</u>」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>損失軽減や秘密保持措置回復のための費用は、必ずしも当該営業秘密のみを対象として行われるとは限らず、全体的なセキュリティ対応をも含みうるため、状況に応じて「計上することができる」と規定することが望ましい。</p>
<p>十四</p>	<p>「中華人民共和国刑法修正案（十一）（草案）」</p> <p>「次の各号に掲げる営業秘密侵害行為のいずれかに該当し、<u>行状が悪質で且つ権利者に重大な損害を与えた情状が深刻な場合は、3年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。行状がきわめて悪質で且つ権利者にきわめて重大な損害を与えた情状がきわめて深刻な場合は、3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。…</u></p> <p>（三） 秘密保持義務に違反し、又は権利者の営業秘密保持に関する要求に反して、その保有している営業秘密を<u>取得、開示</u>、使用又は他人にその使用を許諾した場合。前項に掲げる行為であることを明らかに知り又は知り得るにもかかわらず、他人の営業秘密を<u>取得、開示、使用又は他人にその使用を許諾</u>した者は、営業秘密侵害として処する。」</p> <p>※上記の様に修正。</p>	<p>「情状が深刻」および「情状がきわめて深刻」な場合が不明確であり、明確化すべきである。</p> <p>また、（三）以下に記載されている行為は、（一）および（二）の表現と合わせて「取得、開示、使用又は他人にその使用を許諾」に統一すべきである。</p>
<p>十五</p>	<p>「中華人民共和国刑法修正案（十一）（草案）」</p> <p>今回追加部分（「国外の機構、組織、人員の</p>	<p>国内企業と国外企業とで、刑罰の軽重を異にするべきではない。</p>

	ために営業秘密を窃取、偵察、買収、違法に提供した場合は、5年以下の有期懲役又は拘役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が深刻な場合は、5年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。』)を削除。	
--	--	--

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)